

セーフティネット保証4号認定
令和6年12月1日以降の認定要件について

◎認定様式の変更

認定様式が変更になりました。12月1日以降申請される場合は、旧様式での申請が出来ませんのでご注意ください。新しい様式はホームページに掲載しています。

○4号認定について

【通常】

様式第4-①

指定された災害等が発生した後の最近1か月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。

【創業者等】

様式第4-② 災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合

最近1か月の売上高が、災害等が発生する直前の3か月間の月平均売上と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が、災害等が発生する直前の3か月間の売上高と比較して20%以上減少することが見込まれること。

様式第4-③ 災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合

最近1か月の売上高が、災害等が発生する直前の3か月間の月平均売上と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が、災害等が発生した直後の3か月間の売上高と比較して20%以上減少することが見込まれること。